



と

消費性能基準等を定める省令における算定方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号。以下「非住宅・住宅計算方法」という。）別表第10に掲げる地域の区分（1、2、3、4、5、6、7又は8。以下「地域の区分」という。）が8地域以外の地

等級6	熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている
-----	--------------------------

(略)

と

基準等を定める省令における算定方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号。以下「非住宅・住宅計算方法」という。）別表第10に掲げる地域の区分（1、2、3、4、5、6、7又は8。以下「地域の区分」という。）を併せて明示する。また、筈

(略)
-----

(略)

域である  
場合に限  
る。) )、  
共同住宅  
等にあつ  
ては1、  
2、3、  
4又は5  
)による  
。この場  
合におい  
ては、地  
域の区分  
を併せて  
明示する  
。また、  
一戸建て  
の住宅に  
あつては  
等級7 (   
地域の区  
分が8地  
域である  
場合にあ  
つては等  
級6 )、  
共同住宅  
等にあつ  
ては等級

級5にあ  
つては、  
外皮平均  
熱貫流率  
(単位を  
 $W/m^2$  (  $m^2$   
・K ) と  
し、地域  
の区分の  
8地域を  
除く。) )  
及び冷房  
期の平均  
日射熱取  
得率 (地  
域の区分  
の1、2  
、3及び  
4地域を  
除く。) )  
を併せて  
明示する  
ことができ  
る。

	(略)	<p>5の場合 に、外皮 平均熱貫 流率(単 位をW/ (<math>m^2 \cdot K</math> )とし、 地域の区 分の8地 域を除く )及び 冷房期 平均日射 熱取得率 (地域の 区分の1 、2、3 及び4地 域を除く )を併 せて明 示する こと が で き る 。</p>	
6～1 0	(略)		

	(略)			
6～1 0	(略)			

(略)	
-----	--

別表2-1 (既存住宅に係る表示すべき事項等)

現況検査により認められる劣化等の状況に関すること	(略)	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ま)
		表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
個別性能に関する	1～4 (略)					

(略)	
-----	--

別表2-1 (既存住宅に係る表示すべき事項等)

現況検査により認められる劣化等の状況に関すること	(略)	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ま)
		表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
個別性能に関する	1～4 (略)					

こと	5	5-1	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級 (2) 戸建ての住宅にあつては1、2、3、4、5、6又は7 (7は地域の区分が8地域以外の場合である場合に限る。) 共同住宅等にあつては1、2、3、4又は5) による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。等級1によるときはそ	断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度
					等級7	熱損失等のより著しい削減のため対策が講じられている
					等級6	熱損失等の著しい削減のため対策が講じられている
				(略)		

こと	5	5-1	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級 (1) 1、2、3、4又は5) による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。等級1によるときはその理由を併せて明示する。また、等級5にあつては、外皮平均熱貫流率 (単位を $W/m^2 \cdot K$ ) とし、地域の区分の8地域を除く。) 及び冷房	断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度
					(新設)	
					(略)	

の理由を併せて明示する。また、二戸建ての住宅にあつては等級7（地域の区分が8地域である場合にあっては等級6）、共同住宅等にあつては等級5の場合、外皮平均熱貫流率（単位をW / (m<sup>2</sup>・K)とし、地域の区分の8地域を除く。）及び冷房期

期の平均日射熱取得率（地域の区分の1、2、3及び4地域を除く。）を併せて明示することができる。



## 附 則

### (施行期日)

- 1 この告示は、令和四年十月一日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。

○ 評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）改正案

改正後	改正前
<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 評価の方法の基準 (性能表示事項別)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 火災時の安全に関する事 2-1～2-5 (略)</p> <p>2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部以外) ) (1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 評価基準 (新築住宅)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 等級2</p> <p>次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① 評価対象建築物の外壁で延焼のおそれのある部分が、次の a からc までのいずれかに該当するものであること。 a 平成12年建設省告示第1359号第1号三若しくはハ若しくは第2号ロのいずれかに掲げる構造方法、平成12年建設省告示第1399号第1号7号に掲げる構造方法、平成12年建設省告示第1358号第1号5号ハからヘまでのいずれかに掲げる構造方法又は平成12年建設省告示第1362号第1号2号若しくは第2号2号のいずれかに掲げる構造方法を用いたもの b・c (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2-7 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 評価の方法の基準 (性能表示事項別)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 火災時の安全に関する事 2-1～2-5 (略)</p> <p>2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部以外) ) (1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 評価基準 (新築住宅)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 等級2</p> <p>次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① 評価対象建築物の外壁で延焼のおそれのある部分が、次の a からc までのいずれかに該当するものであること。 a 平成12年建設省告示第1359号第1号ロ若しくはハ若しくは第2号ロのいずれかに掲げる構造方法、平成12年建設省告示第1399号第1号7号に掲げる構造方法、平成12年建設省告示第1358号第1号5号ハからヘまでのいずれかに掲げる構造方法又は平成12年建設省告示第1362号第1号2号若しくは第2号2号のいずれかに掲げる構造方法を用いたもの b・c (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2-7 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること

5—1 断熱等性能等級

- (1) (略)
- (2) 基本原則
- イ (略)
- ロ 評価事項
- ① (略)
- ② 各等級に要求される水準は、次の表の(イ)項に掲げる等級に応じ、(ロ)項に掲げる対策が講じられ、かつ、壁体内等の結露の発生を防止するために必要な対策が講じられていることとする。なお、既存住宅にあつては等級1を除き、断熱等性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められないこととする。

(イ)	(ロ)
等級	講じられている対策
7	熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられていること。
6	熱損失等の著しい削減のための対策が講じられていること。
(略)	

- (3) 評価基準 (新築住宅)  
等級は、地域の区分が1、2、3又は4地域である場合にあつてはイ及びハに掲げる基準、5、6又は7地域である場合にあつ

5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること

5—1 断熱等性能等級

- (1) (略)
- (2) 基本原則
- イ (略)
- ロ 評価事項
- ① (略)
- ② 各等級に要求される水準は、次の表の(イ)項に掲げる等級に応じ、(ロ)項に掲げる対策が講じられ、かつ、壁体内等の結露の発生を防止するために必要な対策が講じられていることとする。なお、既存住宅にあつては等級1を除き、断熱等性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められないこととする。

(イ)	(ロ)
等級	講じられている対策
(新設)	
(略)	

- (3) 評価基準 (新築住宅)  
等級は、地域の区分が1、2、3又は4地域である場合にあつてはイ及びハに掲げる基準、5、6又は7地域である場合にあつ

てはイからハまでに掲げる基準、8地域である場合にあつてはロ及びハに掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものとする。ただし、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号。以下「住宅仕様基準」という。）1に掲げる基準に適合している場合にあつては、イ及びロの基準において等級4の基準に適合しているものとみなす。

イ 外皮平均熱貫流率に関する基準

① 次の表の（イ）項に掲げる等級ごとに、（ろ）項に掲げる評価対象建築物の種類及び（は）項に掲げる地域の区分に応じ、外皮平均熱貫流率がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。

（ろ） （イ）	（は）	外皮平均熱貫流率（単位 $W/m^2 \cdot K$ ）						
		1	2	3	4	5	6	7
等級	評価対象建築物の種類	1	2	3	4	5	6	7
		0.40	0.40	0.50	0.60	0.60	0.60	0.60
7	一戸建て	0.20	0.20	0.20	0.23	0.26	0.26	0.26
6	の住宅	0.28	0.28	0.28	0.34	0.46	0.46	0.46
5	一戸	0.40	0.40	0.50	0.60	0.60	0.60	0.60

てはイからハまでに掲げる基準、8地域である場合にあつてはロ及びハに掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものとする。ただし、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号。以下「住宅仕様基準」という。）1に掲げる基準に適合している場合にあつては、イ及びロの基準において等級4の基準に適合しているものとみなす。

イ 外皮平均熱貫流率に関する基準

① 次の表の（イ）項に掲げる等級ごとに、（ろ）項に掲げる地域の区分に応じ、外皮平均熱貫流率がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。

（イ）	（ろ）	外皮平均熱貫流率（単位 $W/m^2 \cdot K$ ）						
		1	2	3	4	5	6	7
等級		1	2	3	4	5	6	7
5		0.40	0.40	0.50	0.60	0.60	0.60	0.60
4		0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87
3		0.54	0.54	1.04	1.25	1.54	1.54	1.81
2		0.72	0.72	1.21	1.47	1.67	1.67	2.35
1		—	—	—	—	—	—	—

4	建てる住宅及び共同住宅等	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	0.87
3		0.54	0.54	1.04	1.25	1.54	1.54	1.54	1.81
2		0.72	0.72	1.21	1.47	1.67	1.67	1.67	2.35
1		—	—	—	—	—	—	—	—

② ①の外皮平均熱貫流率は、非住宅・住宅計算方法第2の1(1)に定める計算方法により算出すること。なお、二戸建ての住宅にあつては等級7(地域の区分が8地域である場合にあつては等級6)、共同住宅等にあつては等級5の場合に明示することができる外皮平均熱貫流率は、単位を $W/m^2 \cdot K$ とし、小数点第三位以下を切り上げた値とすること。

ロ 冷房期の平均日射熱取得率に関する基準

① 次の表の(イ)項に掲げる等級ごとに、(ロ)項に掲げる評価対象建築物の種類及び(ハ)項に掲げる地域の区分に応じ、冷房期の平均日射熱取得率がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。ただし、地域の区分が5、6又は7地域である場合にあつては等級3の基準を満たさない評価対象住戸にあつては等級2とし、8地域である場合にあつては等級4の基準を満たさない評価対象住戸にあつては等級1とする。

(イ)	(ロ)	(ハ)
い)	ろ)	は)

② ①の外皮平均熱貫流率は、非住宅・住宅計算方法第2の1(1)に定める計算方法により算出すること。なお、等級5の場合に明示することができる外皮平均熱貫流率は、単位を $W/m^2 \cdot K$ とし、小数点第三位以下を切り上げた値とすること。

ロ 冷房期の平均日射熱取得率に関する基準

① 次の表の(イ)項に掲げる等級ごとに、(ロ)項に掲げる地域の区分に応じ、冷房期の平均日射熱取得率がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。ただし、地域の区分が5、6又は7地域である場合にあつては等級3の基準を満たさない評価対象住戸にあつては等級2とし、8地域である場合にあつては等級4の基準を満たさない評価対象住戸にあつては等級1とする。

(イ)	(ロ)
等級	冷房期の平均日射熱取得率

等級	評価対象建築物の種類	冷房期の平均日射熱取得率			
		5	6	7	8
7	一戸建ての住宅	3.0	2.8	2.7	—
6		3.0	2.8	2.7	5.1
5	一戸建ての住宅及び共同住宅等	3.0	2.8	2.7	6.7
4		3.0	2.8	2.7	6.7
3		4.0	3.8	4.0	4.5
2		—	—	—	—
1		—	—	—	—

② ①の冷房期の平均日射熱取得率は、非住宅・住宅計算方法第2の1(2)に定める計算方法により算出する。また、二戸建ての住宅にあつては等級7(地域の区分が8地域である場合にあつては等級6)、共同住宅等にあつては等級5の場合に明示することができる冷房期の平均日射熱取得率は、小数点第2位以下を切り上げた値とすること。

△ 結露の発生を防止する対策に関する基準

① 等級7

	5	6	7	8
5	3.0	2.8	2.7	6.7
4	3.0	2.8	2.7	6.7
3	4.0	3.8	4.0	4.5
2	—	—	—	—
1	—	—	—	—

② ①の冷房期の平均日射熱取得率は、非住宅・住宅計算方法第2の1(2)に定める計算方法により算出する。また、等級5の場合に明示することができる冷房期の平均日射熱取得率は、小数点第2位以下を切り上げた値とすること。

△ 結露の発生を防止する対策に関する基準

① 等級5

a グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材、グラスチツク系断熱材（日本産業規格A9521に規定する発泡グラスチツク断熱材、日本産業規格A9526に規定する建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームであつて、吹付け硬質ウレタンフォームA種1又はA種2に適合するもの及びこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。）その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材（以下「繊維系断熱材等」という。）を使用する場合にあつては、外気等に接する部分に防湿層（断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成される層であつて、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものをいう。以下同じ。）を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合、この限りでない。

- (i) 地域の区分が8地域である場合
- (ii) コンクリート躯体又は土塗壁の外側に断熱層がある場合
- (iii) 床断熱において、断熱材下側が床下に露出する場合又は湿気の排出を妨げない構成となつている場合
- (iv) 断熱層が単一の材料で均質に施工される場合、断熱層の外気側表面より室内側に施工される材料の透湿抵抗の合計を、断熱層の外気側表面より外気側に施工される材料の透湿抵抗の合計で除した値が、地域の区分が1、2又は3地域である場合にあつては5以上（屋根又は天井の場合にあつては6以上）、4地域の場合にあつては3以上（屋根又は天井の場合にあつては4以上）、5、6又は7地域である場合にあつては2以上（屋根又は天井の場合にあつては3以上）である場合
- (v) (i) から (iv) までに掲げるものと同等以上の

a グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材、グラスチツク系断熱材（日本産業規格A9521に規定する発泡グラスチツク断熱材、日本産業規格A9526に規定する建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームであつて、吹付け硬質ウレタンフォームA種1又はA種2に適合するもの及びこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。）その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材（以下「繊維系断熱材等」という。）を使用する場合にあつては、外気等に接する部分に防湿層（断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成される層であつて、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものをいう。以下同じ。）を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (i) 地域の区分が8地域である場合
- (ii) コンクリート躯体又は土塗壁の外側に断熱層がある場合
- (iii) 床断熱において、断熱材下側が床下に露出する場合又は湿気の排出を妨げない構成となつている場合
- (iv) 断熱層が単一の材料で均質に施工される場合、断熱層の外気側表面より室内側に施工される材料の透湿抵抗の合計を、断熱層の外気側表面より外気側に施工される材料の透湿抵抗の合計で除した値が、地域の区分が1、2又は3地域である場合にあつては5以上（屋根又は天井の場合にあつては6以上）、4地域の場合にあつては3以上（屋根又は天井の場合にあつては4以上）、5、6又は7地域である場合にあつては2以上（屋根又は天井の場合にあつては3以上）である場合
- (v) (i) から (iv) までに掲げるものと同等以上の

結露の発生防止に有効な措置が講じられていることが確かめられた場合

- b 屋根又は外壁を断熱構造とする場合にあつては、断熱層の外気側への通気層（断熱層の外側に設ける空気層で、両端が外気に開放されたものをいう。以下同じ。）の設置（断熱層に繊維系断熱材等を使用する場合にあつては、当該断熱層と通気層との間に防風層（通気層を通る外気の断熱層への侵入を防止するため、防風性が高く、透湿性を有する材で構成される層をいう。③において同じ。）を併せて設置するものとする。）その他の換気上有効な措置を講じること。なお、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (i) 当該部位が鉄筋コンクリート造等であるなど躯体の耐久性を損なうおそれのない場合
- (ii) 地域の区分が1、2及び3地域以外の地域であつて、防湿層が $0.144\text{m}^2 \cdot \text{s} \cdot \text{Pa}/\text{ng}$ 以上の透湿抵抗を有する場合
- (iii) aの(i)又は(iv)に該当する場合
- (iv) (i)から(iii)までに掲げるものと同等以上の結露の発生防止に有効な措置が講じられていることが確かめられた場合
- c 鉄筋コンクリート造等の住宅の床、間仕切壁等が断熱層を貫通する部分（乾式構造による界壁、間仕切壁等の部分及び玄関床部分を除く。以下「構造熱橋部」という。）においては、断熱補強（熱橋に断熱材等を補うことにより断熱性能を強化することをいう。以下同じ。）を、内断熱工法の住宅にあつては表1、外断熱工法の住宅にあつては表2に定める基準値以上行うこと。ただし、建設地の気象データをを用いた計算により、構造熱橋部に結露が発生しない

結露の発生防止に有効な措置が講じられていることが確かめられた場合

- b 屋根又は外壁を断熱構造とする場合にあつては、断熱層の外気側への通気層（断熱層の外側に設ける空気層で、両端が外気に開放されたものをいう。以下同じ。）の設置（断熱層に繊維系断熱材等を使用する場合にあつては、当該断熱層と通気層との間に防風層（通気層を通る外気の断熱層への侵入を防止するため、防風性が高く、透湿性を有する材で構成される層をいう。）を併せて設置するものとする。）その他の換気上有効な措置を講じること。なお、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (i) 当該部位が鉄筋コンクリート造等であるなど躯体の耐久性を損なうおそれのない場合
- (ii) 地域の区分が1及び2地域以外の地域であつて、防湿層が $0.082\text{m}^2 \cdot \text{s} \cdot \text{Pa}/\text{ng}$ 以上の透湿抵抗を有する場合
- (iii) 地域の区分が1及び2地域以外の地域であつて、以下のいずれかの場合
- (a) 断熱層の外気側に日本産業規格A5416に規定する軽量気泡コンクリートパネル（ALCパネル）又はこれと同等以上の断熱性及び吸湿性を有する材料を用いる場合であつて、防湿層が $0.019\text{m}^2 \cdot \text{s} \cdot \text{Pa}/\text{ng}$ 以上の透湿抵抗を有する場合
- (b) 断熱層の外気側に(a)と同等以上の措置を講ずる場合
- (iv) aの(i)又は(iv)に該当する場合
- (v) (i)から(iv)までに掲げるものと同等以上の結露の発生防止に有効な措置が講じられていることが確かめられた場合

ことが確かめられた場合については、この限りでない。

表 1

構造熱橋部の形状	断熱補強の部位・範囲・基準値	地域の区分				
		1及び2	3	4	5	
構造熱橋部の梁又は柱が室内側に突出している場合	床面	500	200	150	125	
	断熱補強の範囲(単位mm以下同じ。)					
	断熱補強の熱抵抗の基準値(単位 $m^2 \cdot K/W$ 以下同じ。)	0.4	0.1	0.1	0.1	

c. 鉄筋コンクリート造等の住宅の床、間仕切壁等が断熱層を貫通する部分(乾式構造による界壁、間仕切壁等の部分及び玄関床部分を除く。以下「構造熱橋部」という。)においては、断熱補強(熱橋に断熱材等を補うことにより断熱性能を強化することをいう。以下同じ。)を、内断熱工法の住宅にあつては表1、外断熱工法の住宅にあつては表2に定める基準値以上行うこと。ただし、建設地の気象データを用いた計算により、構造熱橋部に結露が発生しないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

表 1

構造熱橋部の形状	断熱補強の部位・範囲・基準値	地域の区分				
		1及び2	3	4	5	
構造熱橋部の梁又は柱が室内側に突出している場合	床面	500	200	150	125	
	断熱補強の範囲(単位mm以下同じ。)					
	断熱補強の熱抵抗の基準値(単位 $m^2 \cdot K/W$ 以下同じ。)	0.4	0.1	0.1	0.1	

壁 面	断熱補強の範囲	100	50	50	50
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.4	0.1	0.1
床 面	断熱補強の範囲	200	100	100	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1
壁 面	断熱補強の範囲	200	100	100	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1

壁 面	断熱補強の範囲	100			
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.1		
床 面	断熱補強の範囲	200	75	50	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1

構造熱橋部の梁及び柱が室内側及び室外側のいずれにも突出していない場合	床面	断熱補強の範囲	200	100	100	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
	壁面	断熱補強の範囲	200	100	100	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	

柱、梁等が断熱層を貫通する場合は、当該柱、梁等が取り付く壁又は床から突出先端部までの長さが900mm以上の場合は構造熱橋部として取り扱うものとし、900mm未満の場合は当該柱、梁等が取り付く壁又は床の一部として取り扱うものとする。以下表2において同じ。

表 2

構造熱橋部の梁及び柱が室内側及び室外側のいずれにも突出していない場合	壁面	断熱補強の範囲	150	75	50	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
	床面	断熱補強の範囲	200	100	75	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
	壁面	断熱補強の範囲	200	75	75	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	

	基準値				
--	-----	--	--	--	--

柱、梁等が断熱層を貫通する場合は、当該柱、梁等が取り付く壁又は床から突出先端部までの長さが900mm以上の場合は構造熱橋部として取り扱うものとし、900mm未満の場合は当該柱、梁等が取り付く壁又は床の一部として取り扱うものとする。以下表2において同じ。

表 2

構造熱橋部の形状	断熱補強の部位 ・ 範囲・基準値	地域の区分	
		1及び2	
構造熱橋部の梁又は柱が室内側に突出している場合	壁と壁の取合部の取合部	断熱補強の範囲	75
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.1
構造熱橋部の梁及び柱が室内側及び室外側のいずれにも突出していない場合	壁と屋根の取合部	断熱補強の範囲	50
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.1

構造熱橋部の形状	断熱補強の部位 ・ 範囲・基準値	地域の区分	
		1及び2	
構造熱橋部の梁又は柱が室内側に突出している場合	床と壁の取合部	断熱補強の範囲	75
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.1
構造熱橋部の梁及び柱が室内側及び室外側のいずれにも突出していない場合	壁と屋根の取合部	断熱補強の範囲	50
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.1

d 鉄筋コンクリート造等の住宅を内断熱工法により施工する場合にあつては、断熱材をコンクリート躯体に全面密着させるなど、室内空気が断熱材とコンクリート躯体の境界に流入しないようにすること。

- ② 等級 6
- ①に掲げる基準に適合していること。
- ③ 等級 5
- a ① a に掲げる基準に適合していること。

- b 屋根又は外壁を断熱構造とする場合にあつては、断熱層の外気側への通気層の設置（断熱層に繊維系断熱材等を使用する場合にあつては、当該断熱層と通気層との間に防風層を併せて設置するものとする。）その他の換気上有効な措置を講じること。なお、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (i) 当該部位が鉄筋コンクリート造等であるなど躯体の耐久性を損なうおそれのない場合
- (ii) 地域の区分が1及び2地域以外の地域であつて、防湿層が $0.082\text{m}^2 \cdot \text{s} \cdot \text{Pa}/\text{ng}$ 以上の透湿抵抗を有する場合
- (iii) 地域の区分が1及び2地域以外の地域であつて、以下のいずれかの場合
- (a) 断熱層の外気側に日本産業規格A54161に規定する軽量気泡コンクリートパネル（ALCパネル）又はこれと同等以上の断熱性及び吸湿性を有する材料を用いる場合であつて、防湿層が $0.019\text{m}^2 \cdot \text{s} \cdot \text{Pa}/\text{ng}$ 以上の透湿抵抗を有する場合
- (b) 断熱層の外気側に（a）と同等以上の措置を講ずる場合
- (iv) ①aの（i）又は（iv）に該当する場合
- (v) （i）から（iv）までに掲げるものと同等以上の結露の発生防止に有効な措置が講じられていることが確かめられた場合
- c 鉄筋コンクリート造等の構造熱橋部においては、断熱補強を、内断熱工法の住宅にあつては表3、外断熱工法の住宅にあつては表4に定める基準値以上行うこと。ただし、建設地の気象データを用いた計算により、構造熱橋部に結露が発生しないことが確かめられた場合にあつては、この

突出していない場合	強い熱抵抗の基準値	
-----------	-----------	--

- d 鉄筋コンクリート造等の住宅を内断熱工法により施工する場合にあつては、断熱材をコンクリート躯体に全面密着させるなど、室内空気が断熱材とコンクリート躯体の境界に流入しないようにすること。
- ② 等級4
- ①に掲げる基準に適合していること。
- ③ 等級3
- ①a及びdに掲げる基準に適合していること。ただし、①aの（iv）中、「地域の区分が1、2又は3地域である場合にあつては5以上（屋根又は天井の場合にあつては6以上）、4地域である場合にあつては3以上（屋根又は天井の場合にあつては4以上）、5、6又は7地域である場合にあつては2以上（屋根又は天井の場合にあつては3以上）」とする。「地域の区分が1、2又は3地域である場合にあつては4以上（屋根又は天井の場合にあつては5以上）、4地域である場合にあつては2以上（屋根又は天井の場合にあつては3以上）、5、6又は7地域である場合にあつては2以上」とする。
- ④ 等級2
- ③に掲げる基準に適合していること。ただし、「a及びd」とあるのは、「a」とする。

限りでない。

表 3

構造熱橋部の形状	断熱補強の部位 ・ 範囲・基準値	地域の区分				
		1 及び 2	3	4	5	
構造熱橋部の梁又は柱が室内側に突出している場合	床面	断熱補強の範囲 (単位 mm 以下同じ。)	500	200	150	125
		断熱補強の熱抵抗の基準値 (単位 $m^2 \cdot K/W$ 以下同じ。)	0.4	0.1	0.1	0.1
	壁面	断熱補強の範囲	100			
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.1			

構造熱橋部の梁又は柱が室外側に突出している場合	床面	断熱補強の範囲	200	75	50	/
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
	壁面	断熱補強の範囲	150	75	50	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
構造熱橋部の梁及び柱が室内側及び室外側のいずれにも突出していない場合	床面	断熱補強の範囲	200	100	75	/
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
	壁面	断熱補強の範囲	200	75	75	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	

柱、梁等が断熱層を貫通する場合は、当該柱、梁等が取り付く壁又は床から突出先端部までの長さが900mm以上の場合は構造熱橋部として取り扱うものとし、900mm未満の場合は当該柱、梁等が取り付く壁又は床の一部として取り扱うものとする。以下表4において同じ。

表4

構造熱橋部の形状	断熱補強の部位 ・ 範囲・基準値	地域の区分	
		1及び2	
構造熱橋部の梁又は柱が室内側に突出している場合	床と壁の取合部	断熱補強の範囲	75
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.1
構造熱橋部の梁及び柱が室内側及び室外側のいずれにも突出していない場合	壁と屋根の取合部	断熱補強の範囲	50
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.1

d ①dに掲げる基準に適合していること。

④ 等級4

③に掲げる基準に適合していること。

⑤ 等級 3

① a 及び b d に掲げる基準に適合していること。ただし、① a の (iv) 中、「地域の区分が 1、2 又は 3 地域である場合にあつては 5 以上（屋根又は天井の場合にあつては 6 以上）、4 地域である場合にあつては 3 以上（屋根又は天井の場合にあつては 4 以上）」、5、6 又は 7 地域である場合にあつては 2 以上（屋根又は天井の場合にあつては 3 以上）」とあるのは、「地域の区分が 1、2 又は 3 地域である場合にあつては 4 以上（屋根又は天井の場合にあつては 5 以上）、4 地域である場合にあつては 2 以上（屋根又は天井の場合にあつては 3 以上）」とする。

⑥ 等級 2

⑤に掲げる基準に適合していること。ただし、「a 及び b d」とあるのは、「a」とする。

(4) 評価基準 (既存住宅)

等級は、地域の区分が 1、2、3 又は 4 地域である場合にあつてはイ及びハに掲げる基準、5、6、又は 7 地域である場合にあつてはイからハマまでに掲げる基準、8 地域である場合にあつてはロ及びハに掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものとし、かつ、ニに掲げる基準に適合すること。ただし、住宅仕様基準 1 に掲げる基準に適合している場合にあつては、イ及びロの基準において等級 4 の基準に適合しているものとみなす。

なお、イからハマまでに掲げる基準については、目視若しくは計測（仕上げ材等により隠蔽されている部分に係るものを含む。以下（4）において同じ。）により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容との照合により判定すること。この場合において、イからハマまでに掲げる基準と同等の性能を有し、又は同等の対策が講じられていると確かめられた

(4) 評価基準 (既存住宅)

等級は、地域の区分が 1、2、3 又は 4 地域である場合にあつてはイ及びハに掲げる基準、5、6、又は 7 地域である場合にあつてはイからハマまでに掲げる基準、8 地域である場合にあつてはロ及びハに掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものとし、かつ、ニに掲げる基準に適合すること。ただし、住宅仕様基準 1 に掲げる基準に適合している場合にあつては、イ及びロの基準において等級 4 の基準に適合しているものとみなす。

なお、イからハマまでに掲げる基準については、目視若しくは計測（仕上げ材等により隠蔽されている部分に係るものを含む。以下（4）において同じ。）により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容との照合により判定すること。この場合において、イからハマまでに掲げる基準と同等の性能を有し、又は同等の対策が講じられていると確かめられた

ときは、それぞれ当該基準に適合しているものとみなす。

イ・ロ (略)

ロ 結露の発生を防止する対策に関する基準

- ① 等級 7  
(3) ハ①に掲げる基準に適合していること。
- ② 等級 6  
(3) ハ②に掲げる基準に適合していること。
- ③ 等級 5  
(3) ハ③に掲げる基準に適合していること。
- ④ 等級 4  
(3) ハ④に掲げる基準に適合していること。
- ⑤ 等級 3  
(3) ハ⑤に掲げる基準に適合していること。
- ⑥ 等級 2  
(3) ハ⑥に掲げる基準に適合していること。

ニ (略)

5ー2 (略)

6～11 (略)

ときは、それぞれ当該基準に適合しているものとみなす。

イ・ロ (略)

ロ 結露の発生を防止する対策に関する基準

- ① 等級 5  
(3) ハ①に掲げる基準に適合していること。
- ② 等級 4  
(3) ハ②に掲げる基準に適合していること。
- ③ 等級 3  
(3) ハ③に掲げる基準に適合していること。
- ④ 等級 2  
(3) ハ④に掲げる基準に適合していること。

ニ (略)

5ー2 (略)

6～11 (略)

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この告示は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第5の2の2―6(3)ハ①の改正規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、第5の2の2―6(3)ハ①の改正規定を除き、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、第5の2の2―6(3)ハ①の改正規定を除き、なお従前の例による。